

小郡市からのお知らせ



## 部や課の名前表記が変わりました

問 経営戦略課 政策推進グループ ☎73-9110

こども基本法の基本理念では「こども」を年齢にかかわらず「心身の発達の過程にある者」と定義しています。この理念を踏まえて、国が「こども」表記を推奨していることから、令和8年4月から市の部・課の表記を変更しました。

- 子ども・健康部 → こども・健康部
- 子ども育成課 → こども育成課

広報おごおりでも今号以降  
特別な場合を除いて  
「こども」と表記します



## 小郡市議会の臨時会を開催します

問 議会事務局 議事グループ ☎72-1100



市ホームページ

4月26日の小郡市議会議員一般選挙で議員が改選されることから、臨時会を開催します。議長・副議長選挙や常任委員会の選任などが行われます。

日時 5月14日(木) 9時半～  
会場 本館3階 議場

### 臨時会を傍聴できます

希望者は当日、議会事務局で受付(住所と氏名の記入)をしてください。

- 傍聴席 本館4階
- 定員 43人



## 公共施設等総合管理計画審議会の委員を募集します

申問 新公共マネジメント推進課 公共施設マネジメント推進室(本館2階)

☎73-9112 〒838-0198 小郡市小郡255-1 ✉pu\_mng@city.ogori.lg.jp



市ホームページ

市は、公共施設の総合的かつ計画的な管理の方針を定めた「第2期小郡市公共施設等総合管理計画」の策定を進めています。今後の公共施設のあり方など市民の皆さんの幅広いご意見をいただくため、小郡市公共施設等総合管理計画審議会の委員を公募します。

募集人数 1人

任用期間 委嘱した日から令和10年3月31日まで

審議会の回数 任用期間中4回程度

報酬 審議会出席1回につき4,700円

応募資格 公共施設のあり方やまちづくりに関心があり、次の全ての要件に該当する人

- 市内在住で満18歳以上の人(4月1日現在)
- 本市の附属機関等の委員を3機関以上兼ねていない
- 国や地方公共団体の議員、本市の常勤の職員でない
- 平日に開催する審議会に出席できる
- 小郡市暴力団等排除条例に規定する暴力団等と密接な関係を有する者でない

選考方法 書類選考

申込方法 窓口・郵送・Eメールのいずれかで必要書類を提出

必要書類

- ①公募委員応募用紙
- ②小論文(400字～800字程度)  
テーマ「公共施設のあり方」

※様式は窓口や市ホームページで取得できます

※応募書類は返却しません

申込締切 5月20日(水)

小郡市からのお知らせ



## 赤ちゃん和妈妈の健康をサポート！ 産婦健診と1か月児健診が始まりました

問 こども家庭支援課 母子保健グループ ☎73-9147



市ホームページ

産後は、お母さんの心身の回復と、赤ちゃんの健やかな成長にとって非常に大切な時期です。安心して子育てをスタートできるよう、4月から新たに産婦健康診査と1か月児健康診査の費用を助成します。

不安なことは一人で抱え込まず、健診の機会にぜひご相談ください。

### ママのための「産婦健康診査」

産後の健康状態を確認し、育児不安の軽減など、安心して子育てができる環境を整えるための健診です。

**対象者** 令和8年4月以降に出産し、受診日に小郡市に住民票がある人

**助成回数** 2回まで

**受診時期の目安** 産後2週間・1か月頃

### 赤ちゃんのための「1か月児健康診査」

赤ちゃんの発育や発達をみる健診です。病気などを早期に発見し、赤ちゃんの健康の保持・増進を図ります。

**対象者** 令和8年4月以降に生まれ、受診日に小郡市に住民票がある人

**助成回数** 1回

**受診時期の目安** 生後1か月頃

### ● 受診方法・助成内容

#### 【委託医療機関で受診する場合】 **手続き不要**

受診券・問診票\*を受診する医療機関へ提出するだけで助成を受けることができます。

**委託医療機関** さとう産婦人科(小郡市) 松隈産婦人科(小郡市) ながかわ産婦人科(筑紫野市)  
あまがせ産婦人科(大野城市) 白水レディースクリニック(鳥栖市)  
久留米市内の産科医療機関(一部を除く)

#### 【委託医療機関以外で受診する場合】 **要手続き**

受診券・問診票\*を受診する医療機関へ提出し、受診費用の全額を一旦お支払いください。

受診後、こども家庭支援課に払い戻しの申請をしてください。

**助成の上限額** 産婦健診…1回5,000円／1か月児健診…6,000円

\*受診券・問診票は母子手帳交付時にお渡しします。3月までに母子手帳の交付を受けた人は、出産予定月の前月に個別に通知します



## 産後ケア事業 一部世帯が無償で利用できるようになりました

問 こども家庭支援課 母子保健グループ ☎73-9147



市ホームページ

お母さんが安心して子育てをスタートできるよう、心身のケアや育児サポートを行う「産後ケア事業」を実施しています。子育て世帯への支援を充実させるため、4月から一部世帯の利用料を無償化しました。

事前に利用申請が必要です。申請方法や利用可能な施設など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

**無償化の対象** 生活保護世帯、住民税非課税世帯

小郡市からのお知らせ



## 公園・街路樹に薬剤を散布します

**問** 施設管理課 (公園)公園グループ(街路樹) 道路管理グループ  
☎73-9115



市ホームページ

害虫の駆除・防除のため、市内の公園や街路樹に薬剤を散布します。付近を通行する場合はご注意ください。また、作業箇所の隣接地に住んでいる人は、戸締まりをする・洗濯物を屋外に出さないなどのご協力をお願いします。詳しい作業箇所は、市ホームページをご覧ください。



**日時** 5月19日(火) 午前  
※雨天の場合、5月20日(水)・21日(木)に順延



## 住まいに関する補助金の申請を受け付けています

住まいに関する各種補助金の申請を受け付けています。詳しくは各担当課にお問い合わせください。

### 【合併処理浄化槽の設置】

**申問** 下水道課 工務グループ ☎73-9117

**対象者** 浄化槽区域または令和12年度までに公共下水道の整備が見込まれない区域で、専用住宅に浄化槽を設置する人

**補助対象施設** 10人槽以下の合併処理浄化槽

**補助金額** 30万円～75万円  
(浄化槽の大きさや区域によって異なります)



市ホームページ

### 【ブロック塀などの撤去工事】

**申問** 都市計画課 建築指導グループ ☎73-9118

**対象者** ブロック塀の所有者または管理者

**対象ブロック塀** 診断カルテの点数が40点未満で、道路に面しているもの

**対象工事** 高さ1メートル以上のブロック塀を全部または一部撤去する工事

**補助金額** 撤去工事費用の2分の1に相当する金額(上限109,000円)

※工事の契約前に事前協議と申請が必要です



市ホームページ

### 【木造住宅の性能向上改修工事】

**申問** 都市計画課 建築指導グループ ☎73-9118

**対象者** 市内の木造住宅の所有者

**対象住宅** 次の要件を全て満たすもの

- 昭和56年5月以前に着工
- 地階を除く階数が2以下
- 耐震診断を行い、上部構造評点が1.0未満
- 建築基準法や関係法令に違反していない

- 対象工事**
- 住宅の用途に必要な部分の耐震改修工事
  - 併せて行う省エネ工事

**補助金額** 上限80万円  
(耐震改修60万円・省エネ改修20万円)

※工事の契約前に事前協議と申請が必要です



市ホームページ



## 下水道を使用できる区域が広がります

問 下水道課 管理グループ・工務グループ(西別館2階) ☎73-9117

4月1日から下水道を使用できる区域が広がりました。下水道は、市民の皆さんの生活環境を改善するだけでなく、河川や海などの水質汚濁防止にも大きく貢献しますので、下水道への接続をお願いします。

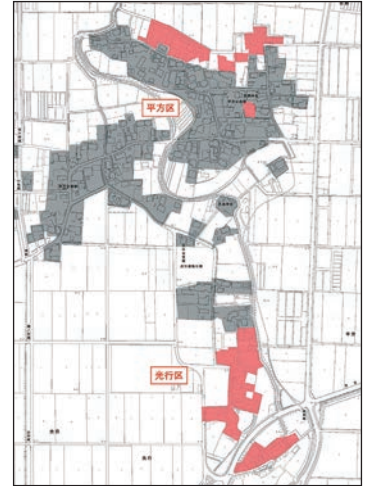
### 区域に入るとどうなる？

家屋の所有者は、供用開始(下水道を使用できるようになった日)から3年以内に、次のような工事をして下水道を使用しなければなりません。

- トイレを汲み取り式から水洗式に改造
- 台所や風呂などの生活排水を公共下水道に接続
- 浄化槽も速やかに廃止し下水道に接続

#### 排水設備工事は市指定工事店へ

宅地内の排水設備工事は、市指定の排水設備工事店しか行うことができません。下水道課窓口や市ホームページで確認できます。



### 私道に下水道管を設置できる場合があります

私道に下水道管を設置しなければ汚水を排除できない宅地が2戸以上あるなど、一定の条件を満たせば、私道でも市が下水道管を設置できる場合があります。詳しくは下水道課工務グループにお問い合わせください。

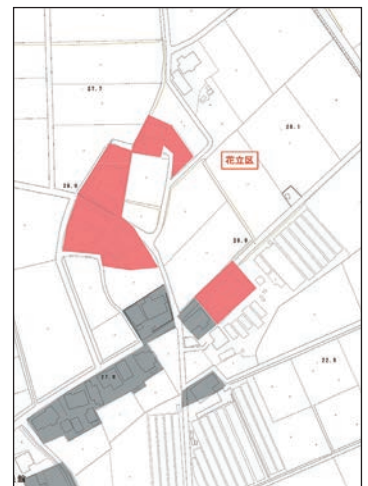
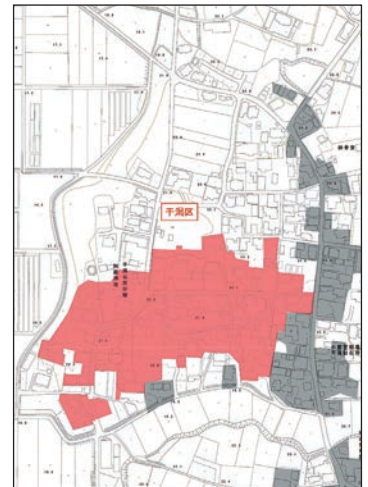
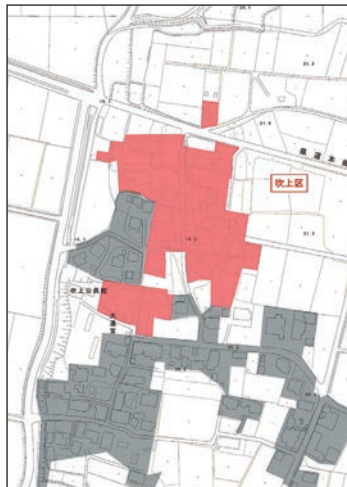
### 下水道受益者負担金制度とは

下水道本管整備を行った区域の土地所有者は、その工事費の一部を負担することになります(受益者負担金)。受益者負担金は、土地面積1平方メートルあたり280円をかけた金額です。対象の土地所有者には5月中に申告書類を送付します。内容を確認し、提出してください。

負担金の納入方法は、5年分割で年4回(7月・9月・11月・1月)に分けて納める方法と、一括で納める方法があり、毎年7月上旬に納付書を送付します。

### 下水道使用料

下水道を使用すると、汚水の排出量に応じた下水道使用料を2か月ごとに請求されます。手続方法など、詳しくは下水道課管理グループにお問い合わせください。



■ 新たに下水道を使用できる区域  
■ 既存の下水道を使用できる区域



## 後期高齢者医療制度 保険料の計算式などをお知らせします

問 国保年金課 医療・年金グループ ☎73-9121

令和8年度の後期高齢者医療制度の保険料は次のとおり算出します。具体的な金額は、7月中旬に送付予定の「令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」をご確認ください。

### 保険料の算出方法が変わります

子ども・子育て支援法の改正により、高齢者の医療の確保に関する法律の中で規定する保険料の徴収対象とする費用の中に子ども・子育て支援金分(「子ども分」)を含めることになりました。令和8年度から、保険料の年額は従来の「医療分」に「子ども分」を加えた合計になります。

医療分(上限85万円)			子ども分(上限2万1千円)	
均等割額	所得割額	+	均等割額	所得割額
66,340円	(総所得金額等－基礎控除額) ×11.70%		1,339円	(総所得金額等－基礎控除額) ×0.25%

- **総所得金額**…前年中の収入から経費などを引いた、各種所得控除前の金額
- **基礎控除額**…合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円

### 令和8年度の保険料軽減措置

令和8年度は特例で、医療分の均等割額が7.2割軽減されます。

対象者の所得要件 同一世帯内の被保険者と世帯主の軽減対象所得金額の合計額	軽減割合(軽減後の均等割額の年額)	
	本則	令和8年度
43万円(基礎控除額) +10万円×(給与所得者等の数－1)以下	7割	7.2割(医療分 18,575円) 7割(子ども分 401円)
43万円(基礎控除額)+31万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数－1)以下	5割	5割 (医療分 33,170円) (子ども分 669円)
43万円(基礎控除額)+57万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数－1)以下	2割	2割 (医療分 53,072円) (子ども分 1,071円)



## 国民健康保険税の算出方法が変わります

問 国保年金課 国保グループ ☎73-9121



市ホームページ

令和8年度の国民健康保険税(国保税)算出方法の変更点をお知らせします。

- 従来の国保税に「子ども・子育て支援金納付金」が加算されます。
- 医療保険分の賦課限度額が1万円引き上げられます。
- 2割軽減・5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準が見直されます。

詳細は納税通知書(7月中旬発送)や市ホームページ  
をご確認ください

小郡市からのお知らせ



## 戦没者追悼式を開催します

問 福祉課 生活福祉グループ ☎73-9123



市ホームページ

先の大戦で亡くなった戦没者を追悼し恒久平和の誓いを新たにするため、戦没者追悼式を行います。遺族だけでなく一般の人も参加できます。予約不要です。

日時 5月30日(土) 10時半～

会場 文化会館大ホール

入場料 無料



## 健康づくり・介護予防に取り組んで健康と地元商品を手に入れよう！

問 長寿支援課 高齢者支援グループ ☎73-9124  
健康課 総務グループ・健康推進グループ ☎73-9146



市ホームページ

健康づくりや介護予防に取り組むとポイントが貯まり、目標ポイント達成で参加賞を受け取れます。さらに抽選で地元商品がもらえるチャンスも！家族や友人と気軽に楽しみながら挑戦しませんか。

実施期間 5月1日(金)～令和9年1月31日(日)

応募期間 12月1日(火)～令和9年2月12日(金)

対象者 18歳以上の市内在住者

### 【スマートフォンのアプリで参加する場合】

- ①ふくおか健康ポイントアプリをダウンロードする
- ②実施期間中に健康づくりや介護予防の事業に参加し、ポイントを貯める
- ③応募期間中にアプリの「キャンペーン応募」から申し込む
- ④ポイント達成者には3月に商品をプレゼント！

### 【ポイントカードで参加する場合】

- ①長寿支援課・健康課・各コミュニティセンターでポイントカードを受け取る
- ②実施期間中に健康づくりや介護予防の事業に参加し、ポイントを貯める
- ③応募期間中にカードを提出する
- ④ポイント達成者には3月に商品をプレゼント！

5,000ポイント貯めると  
QUOカードや  
QUOカードPayをプレゼント



※QUOカードPayには、発行日から3年間の有効期限があるためご注意ください

※QUOカードPayは、スマートフォンの画面にバーコードを表示させて利用する前払式支払手段です。スマートフォン以外の携帯電話やタブレットでは利用できません



## 大型連休の業務のお知らせ



市ホームページ

	4月		5月					
	29日 (水・祝)	30日 (木)	1日 (金)	2日 (土)	3日 (日・祝)	4日 (月・祝)	5日 (火・祝)	6日 (水・休)
ごみ・資源物収集	×	○	○	×	×	×	×	古紙回収のみ
クリーンヒル宝満	○	○	○	○	×	×	×	○
し尿収集	×	○	○	×	×	×	×	×
浄化槽清掃	×	○	○	○	×	×	×	×
おごおり相乗りタクシー	×	×	○	○	×	×	×	×
のるーと小郡	×	○	○	○	×	×	×	×